

研究会の設置に関する規則

(平成24年9月20日規則第6号)

(目的)

第1条 この規則は、研究会の設置に関する規程第9に基づき、日本組織内弁護士協会（以下、「本協会」という。）の設置する研究会（以下、単に「研究会」という。）の目的その他運用上必要な事項を定める。

(研究会の設置目的)

第2条 研究会はいずれも、本協会の会員たる研究員が主体となり、日本又は諸外国の法律、法制度、法律実務、判例、立法政策、その他特定の分野に関する研究を行うことを目的とする。

(研究会の設置申請)

第3条 新たな研究会の設置を希望する会員は、別途理事長が指定する研究会設置申請書（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入の上、所定の方法により理事会に申請するものとする。なお、申請書には少なくとも次の事項を記載するものとする。

- (1) 研究会の名称
- (2) 研究テーマ
- (3) 設立時研究員
- (4) 発起人

2 研究会の設置時研究員の人数は、3人以上でなくてはならない。

3 発起人は、研究会設置後、速やかに座長を選任するものとする。なお、発起人は、座長が選任されるまで、座長の職務を遂行する。

(研究会の設置承認)

第4条 前条第1項の申請があった場合、理事会はできるだけ速やかに設置の可否を判断する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、研究会の設置を承認するものとする。

- (1) 同一又は実質的に同一の研究会がすでに存在するとき
- (2) 研究テーマが本協会の目的に反するとき
- (3) その他、本協会の研究会としてふさわしくない理由があるとき

(本協会の名称の使用)

第5条 研究会は、調査研究や研究発表その他の研究会としての活動に際して、本協会の

名称を用い、本協会内に設置された研究会である旨を表明することができる。

(備品使用及び予算措置)

第6条 理事長又は事務総長は、研究会に対し、本協会の備品やドメイン等を使用させることができる。

2 理事長は、理事会の承認を経て、研究会に対し、必要な予算措置を行うことができる。

(設置の取消)

第7条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合、研究会の設置を取り消すことができるものとする。

- (1) 研究会が本協会の目的に反する活動を行ったとき
- (2) 研究会の活動実体がないとき
- (3) その他、本協会の研究会としてふさわしくない活動を行ったとき

(その他)

第8条 研究会は、本規則に定めのない事項について、理事会の決議又は理事長の指示に従うものとする。

附則

第1条 この規則は、平成24年9月20日から施行する。